

平成31年度 町の助成等一覧（補助金・扶助費・助成金・報償費・奨励金等）

町が設けている補助金などの各種助成制度について、町が広く募集し申請をいただくものを一覧でまとめました。それぞれの詳細や申請方法については、担当課までお問い合わせください。また、「広報こおりお知らせ版」や町ホームページなどでも随時お知らせします。

なお、助成の対象となったときに町から個別に通知があるもの（例：介護や障がい者に関する給付等）や、子ども医療費助成や予防接種費助成など病院等が申請者に代わって申請（窓口現物給付）するもの、特定の団体に向けた補助金などについては、この一覧には掲載していません。

■申請が必要な助成等

事業の名称	助成の内容・補助率又は金額	助成対象者	担当課・係
若者定住促進事業補助金	移住・定住のため、町内に住宅を取得、またはリフォームした方に補助金を給付 【補助率又は金額】 上限：30万円（リフォームの場合20万円） ※町内業者利用・県外転入については別途加算有り	夫婦どちらかが45歳未満で移住・定住の意思のある方	総合政策課 移住定住係
若者定住者向けJR通勤補助金	若者定住促進事業補助金を受け、JRを利用して通勤している場合、通勤費の一部を24月（2年間）給付 【補助率又は金額】 上限：月額5千円	夫婦どちらかが45歳未満で若者定住促進事業補助金の交付を受けた方	総合政策課 移住定住係
新婚世帯家賃支援事業補助金	新婚で町内の民間賃貸住宅で同居を開始した世帯に、24月（2年間）の家賃補助を実施 【補助率又は金額】 上限：月額1万円	婚姻届提出から1年以内で、夫婦どちらかが45歳未満の方	総合政策課 移住定住係
町内会育成振興事業補助金	町内会集会所等の建設及び修繕等に対し助成 【補助率又は金額】 ①集会所建設費の30%以内（上限：700万円） ②建設費用借入に係る利子の70%以内（最長5年以内） ③集会所修繕費の25%以内（上限：350万円）	町内会	総合政策課 広報広聴係
火災見舞金等支給事業	火災により被災した方に対して、災害見舞金又は弔慰金を給付 【補助率又は金額】 全焼10万円、半焼5万円、死亡15万円	町内居住の被災者	健康福祉課 福祉係
高齢者福祉タクシー利用券給付事業	自家用車がなく交通手段の確保が困難な世帯に、福祉タクシー利用券を給付 【補助率又は金額】 給付を決定した月から3月までの月数に1,000円を乗じた額をタクシー利用券にて給付	①65歳以上の方のみの非課税世帯（民生委員を通じて配布） ②75歳以上の方のみの世帯（本人からの申請）	健康福祉課 福祉係
高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券を交付 【補助率又は金額】 1回限り：1万2千円分（利用券）	運転免許証を自主返納した75歳以上の方	健康福祉課 福祉係
ひとり親家庭医療費助成（母子・父子）	ひとり親家庭又は両親のいない児童にかかった医療費の一部を助成 【補助率又は金額】 一月の医療費合計が1千円を超えた場合、その超えた額を助成	ひとり親家庭又は両親のいない児童	健康福祉課 子育て支援係
不妊治療費助成	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦の経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成（県助成分に上乗せ） 【補助率又は金額】 各回上限：1回目20万円 2～6回目10万円	福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成の決定を受けた方	健康福祉課 子育て支援係

事業の名称	助成の内容・補助率又は金額	助成対象者	担当課・係
狩猟免許資格講習料及び資格手数料補助	狩猟免許資格講習料及び資格手数料に対する助成 【補助率又は金額】 支払った金額の1/2	狩猟免許新規取得者	産業振興課 有害鳥獣対策係
新規農業者経営活動資金	次世代の農業後継者の育成・支援を目的に、町独自の施策として、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給者を対象に、支援金を支給 【補助率又は金額】 上限：年50万円(最大5年間)	農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給者	産業振興課 農林振興係
農業次世代人材投資事業	次世代の農業後継者の育成・支援を目的に、青年就農計画の認定を受け、さらに農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付決定を受けた新規就農者を対象に、給付金を支給 【補助率又は金額】 上限：年150万円(最大5年間)	青年等就農計画の認定を受け、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付決定を受けた新規就農者	産業振興課 農林振興係
新規農業者後継者支援事業	次世代の農業後継者の育成、支援を目的に、新規就農した農業後継者に対し支援金を交付 【補助率又は金額】 月額3万円(最大2年間)	町内に新規就農し、50歳以下で、農業に年間150日以上従事する新規就農者(ただし事業終了後8年間以上、町内で営農の継続が見込まれる方)	産業振興課 農林振興係
農業経営資金利子補給事業	農業近代化資金及びアグリマイティ資金の借入れ(一人一件まで)に係る利子に対し、利子補給金を交付 【補助率又は金額】 利子補給対象借入限度額 一人300万円 ※利子補給期間 貸付初年度から5年以内	対象資金を利用している町内在住の農業者	産業振興課 農地管理係
農地流動化奨励金	町の農業振興地域において、利用権設定等促進事業により、存続期間が5年以上の賃借権の設定をした場合に奨励金を交付 【補助率又は金額】 ①賃借権の設定をした方 5千円(10a当り) ②賃借権の設定を受けた方 1万5千円(10a当り)	賃借権の設定をした者及び設定を受けた者で各種要件を満たす町内在住者	産業振興課 農地管理係
遊休農地整備事業	遊休農地を再生して利用するため、伐採、伐根、深耕、天地返し等の作業費用の一部について補助金を交付 【補助率又は金額】 ①所有者が自ら耕作する場合：5割以内 ②農地の貸し借りをし、借り手が耕作する場合：10割以内	遊休農地所有者	産業振興課 農地管理係
機構集積協力金交付事業費補助金	農地中間管理機構に10年以上農地を貸し付けた場合、経営転換協力金を交付 【補助率又は金額】 1万5千円(10a当り)	・離農した人 ・経営部門を縮小した農業者	産業振興課 農地管理係
一般コミュニティ助成事業(宝くじ助成)	宝くじ助成金により、地域振興に資する活動に助成 【補助率又は金額】 対象事業費の10/10 (上限：100万円から250万円まで 事業内容により変動)	コミュニティ組織(団体)	商工観光推進室(産業振興課) 商工観光係
花いっぱいプロジェクト支援事業補助金	公共用地に面した場所又は遊休地に花を植栽し、美しいまちづくりを行う事業に係る経費に対して助成 ・花の種、球根及び苗等の原材料の購入費 ・植栽時及び草刈時等の消耗品の購入費 ・植栽時及び草刈時等の燃料費 ・植栽時及び草刈時等の借り上げ料 【補助率又は金額】 上限：1団体につき20万円	当該活動を継続して行っている、または行おうとする団体	商工観光推進室(産業振興課) 商工観光係

事業の名称	助成の内容・補助率又は金額	助成対象者	担当課・係
中小企業経営合理化資金保証融資事業	商工業事業者が設備投資資金や運転資金の融資を受けやすくするため、町が保証料を負担 【補助率又は金額】 対象経費の10/10以内	商工業事業者	商工観光推進室(産業振興課) 商工観光係
空き店舗対策補助金(家賃)	「空き店舗対策全体事業計画書」を作成し、計画に基づき実施される空き店舗対策事業に対して補助金を交付 【補助率又は金額】 空き店舗等の賃借料の8/12以内 月額上限：10万円	町内商工団体	商工観光推進室(産業振興課) 商工観光係
道路除雪活動支援	町民と行政の協働のまちづくりの一環として、個人又は団体が町道を除雪する場合に、燃料等を支給して除雪活動を支援 【補助率又は金額】 現物給付として、燃料、融雪剤、その他必要なものを支給	町道の除雪を行った個人又は団体	地域整備課 管理係
安全安心耐震促進事業(耐震診断)	昭和56年5月31日以前に建設された木造3階建て以下の住宅の所有者に対し、耐震診断を行う建築士等を派遣 【補助率又は金額】 建築士等派遣費用を町が負担(別途 個人負担金6千円)	所有者自ら居住する住宅で、過去にこの事業による耐震診断を受けていない方	まちづくり推進課 土地開発係
安心耐震サポート事業(耐震改修工事)	木造住宅のうち、耐震強度が不足している住宅の耐震改修工事を行う所有者等へ補助金を交付 【補助率又は金額】 工事に要する費用の1/2以内 ただし、一般耐震改修工事は上限100万円、簡易耐震改修工事と部分耐震改修工事は上限60万円	耐震診断で耐震基準を満たさない住宅で、過去にこの事業による耐震改修工事を受けていない住宅	まちづくり推進課 土地開発係
空家等除却費補助事業	生活環境の保全と空家等の敷地不動産の有効活用促進のため、除却工事費用に対し補助金を交付 【補助率又は金額】 除却工事費用の1/2以内(上限30万円)	空家等所有者	まちづくり推進課 土地開発係
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽の普及促進を図るため、新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対し補助金を交付 【補助率又は金額】 ①5人槽：限度額 33万2千円 ②7人槽：限度額 41万4千円 ③10人槽：限度額 54万8千円	新たに合併処理浄化槽を設置する個人	上下水道課 業務係
水道施設整備事業補助金	簡易水道組合が保有する水道施設の維持補修等の費用に対し補助金を交付 【補助率又は金額】 対象費用の1/2	簡易水道組合	上下水道課 業務係
下水道排水設備等整備資金利子補給	水洗化の促進と環境衛生の向上を図るため、下水道整備資金借入れに係る利子を補給 【補助率又は金額】 発生した利子の全額	下水道排水設備設置者	上下水道課 業務係
家庭用生ごみ処理容器設置費補助金	ごみ減量化と生活環境の保全のため、町内会で取りまとめて購入する家庭用生ごみ処理容器の費用へ補助金を交付 【補助率又は金額】 対象経費の1/2以内	町内会で取りまとめて購入する家庭用生ごみ処理容器設置者	生活環境課 エネルギー環境対策係
資源回収団体報奨金	資源の再利用とごみの減量化のため、家庭から出る古紙等の資源回収活動を行う団体に対し報奨金を交付 【補助率又は金額】 回収業者に売却した有価物に対し、1kgにつき3円	地域住民で構成する営利を目的としない資源回収活動を行う団体(町内会、子供会など)	生活環境課 エネルギー環境対策係

平成31年度 町の助成等一覧

事業の名称	助成の内容・補助率又は金額	助成対象者	担当課・係
住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金	再生可能エネルギーの導入推進と普及啓発のため、住宅用再生エネ設備を設置した方に対し補助金を交付 【補助率又は金額】 ①住宅用太陽光発電システム 1kwあたり3万円、最大4kw（上限12万円） ②定置用リチウムイオン蓄電池システム 1kwhあたり2万円、最大5kwh（上限10万円） ③バイオマス燃料ストーブ設備 対象経費の総額に1/5を乗じた額（上限5万円）	住宅用再生エネ設備設置者	生活環境課 エネルギー環境対策係
要保護準要保護児童生徒就学援助費 (小・中学校)	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し学用品費等の一部を援助 【補助率又は金額】 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費等国で示す額の範囲内	教育委員会の認定基準に基づく審査により「要保護」又は「準要保護」として認定を受けた世帯	こども教育課 学校教育係
一時預かり保育利用助成費	就学前の乳幼児が保育施設等で一時預かり保育を利用した場合、費用の一部を助成 (※釀芳幼稚園で実施の臨時預かり保育を除く。) 【補助率又は金額】 保護者負担額（保育利用料金）の1/2 月額上限：1万円（100円未満切捨）	就学前の乳幼児	こども教育課 幼児教育係
病児・病後児保育利用助成費	就学前の乳幼児が保育施設等で病児・病後児保育を利用した場合、費用の一部を助成。 【補助率又は金額】 保護者負担額（保育利用料金）の1/2 月額上限：1万円（100円未満切捨）	就学前の乳幼児	こども教育課 幼児教育係
全国大会等出場激励金 (文化・芸術・スポーツ)	予選を勝ち抜いた全国大会出場者へ、更なる活躍を期して激励金を交付 【補助率又は金額】 限度額：個人1万5千円、団体7万5千円 (大会内容や開催地域により上記の範囲内で決定)	全国大会等出場者	生涯学習課 生涯学習係

■貸付金

事業の名称	事業の内容・貸付限度額	貸付対象者	担当課・係
地域づくり資金貸付制度	町の風土や自然・歴史・文化などの地域資源を活かした地域づくりや、地域活性化に寄与すると認められる事業を実施する団体等に対し、貸付けを実施 【貸付額】 貸付対象経費の8割以内（10万円未満切捨） 無利子・1年以内で償還	町民が主体となり設立した町所在の団体又は組織	総務課 財政係
災害援護資金貸付事業	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、貸付けを実施 【貸付額】 限度額：350万円	被害を受けた世帯の世帯主	健康福祉課 福祉係
桑折町奨学資金	推薦基準を満たし、在学する学校の長の推薦を受けるなど、応募資格を満たす学生・生徒に対し貸付けを実施 【貸付額】 1.修学資金 ①大学・短期大学・専門学校：月額3万5千円以内 ②高等学校・高等専門学校・専修学校：月額2万円以内 2.入学支度金 ①大学・短期大学・専門学校：30万円以内 ②高等学校・高等専門学校・専修学校：20万円以内	町出身の生徒又は学生で、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者	こども教育課 学校教育係